大阪市告示第754号

計量法(平成4年法律第51号)第19条及び第21条の規定により特定計量器(取引や 証明等に使用するはかり)の定期検査を実施する。

令和7年5月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 実施区域

都島区

2 対象となる特定計量器

質量計(ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり)

3 検査の期日及び場所

令和7年

検査月日	曜日	検査場所	所在地	検査時間
7月8日	火	淀川小学校	毛馬町3丁目5番39号	午前10時30分から
		(北門付近)		午後3時まで
7月10日	木	中野小学校	中野町3丁目10番5号	午前10時30分から
		(西門付近)		午後3時まで
7月14日	月	桜宮中学校	東野田町5丁目16番10号	午前10時30分から
		(東門付近)		午後3時まで
7月16日	水	東都島小学校	都島本通4丁目24番20号	午前9時30分から
		(南門付近)		午後2時まで
7月23日	水	高倉小学校	高倉町3丁目3番10号	午前10時30分から
		(南門付近)		午後3時まで

※検査場所周辺が車両通行禁止区域に指定されている場合もあるため、十分注意されたい。

4 検査が中止となる事項

検査月日当日の午前7時以降検査時間前に大阪管区気象台が大阪市内に「暴風

警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されている場合は検査月 日当日の検査を中止する。

また、検査時間内において同警報が発表された場合は、発表時点から検査月日 当日の検査を中止する。

その他、定期検査を中止するときは、大阪市ホームページ等で掲載する。

5 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

6 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話06-6577-5884)まで問い合わされたい。

(経済戦略局計量検査所)